

統計課資料第1462号
平成30年11月刊行



統計法に基づく国
の統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

平成 28 年経済センサス-活動調査 確報集計結果 (産業横断的集計) <宮城県の概要>

ビルくんとケイちゃん



宮城県震災復興・企画部

はじめに

「経済センサス」は、すべての事業所・企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにすることを目的に、平成 21 年、統計法に基づく「基幹統計調査」として創設され、基礎調査と活動調査の 2 つから成り立っています。

この報告書は、活動調査としては 2 回目となる平成 28 年 6 月 1 日実施の「平成 28 年経済センサス-活動調査」から、本県の事業所分について産業横断的に集計したものです。

なお、「経済センサス」としては、これまでに 3 回実施（H21 基礎調査、H24 活動調査、H26 基礎調査）していますが、今回、一部の項目について東日本大震災前後の比較を行いましたので、今後の復旧・復興を進めていく中で、本報告書を幅広く活用していただければ幸いです。

また、本調査からは、産業別集計として「平成 27 年宮城県の工業」（平成 30 年 2 月）及び「平成 28 年宮城県の商業」（平成 30 年 7 月）を既に公表しておりますので、併せて活用願います。

調査の実施に当たりまして、格別の御協力をいただきました各企業・事業所の皆様をはじめ、調査員、指導員及び市町村関係職員の方々に対し厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成 30 年 1 月

宮城県震災復興・企画部長 江口 哲郎

目 次

I 利用にあたって

1 調査の概要	1
2 集計の概要	3
3 用語の説明	4
4 広域圏及び沿岸部・内陸部の区分	7
5 留意事項	8
別表（日本標準産業分類の大分類体系の概要）	9

II 結果の概要

1 概況	10
2 産業大分類別の状況	18
3 経営組織別の状況	25
4 従業者規模別の状況	28
5 地域別の状況	31

III 分析表

第1表 市区町村別、広域圏別、沿岸部・内陸部別事業所数及び従業者数	41
第2表 産業大分類別、沿岸部・内陸部別事業所数及び従業者数	43
第3表 産業大分類別、市区町村別、広域圏別、沿岸部・内陸部別事業所数	45
第4表 産業大分類別、市区町村別、広域圏別、沿岸部・内陸部別従業者数	55
第5表 市区町村別、広域圏別、従業者規模（8区分）別、沿岸部・内陸部別事業所数及び従業者数	65

IV 統計表

第1表 産業大分類別事業所数及び売上（収入）金額	74
第2表 産業大分類別事業所数及び付加価値額	74
第3表 産業大分類別、市区町村別事業所数及び売上（収入）金額	76
第4表 産業大分類別、市区町村別事業所数及び付加価値額	80
附表1 都道府県別事業所数、従業者数及び1事業所当たり従業者数	86
附表2 産業大分類別、都道府県別売上（収入）金額	87
附表3 産業大分類別、都道府県別付加価値額	92

V 付録（調査事項）

1 個人経営調査票	97
2 単独事業所調査票	98
3 産業共通調査票	100
4 企業調査票	101
5 事業所調査票	102

I 利用に当たって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

活動調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、経済センサス活動調査規則（平成 23 年 6 月 17 日総務省・経済産業省令第 1 号）により実施される。

(3) 調査の沿革

活動調査は、平成 24 年に第 1 回調査を実施し今回が 2 回目に当たる。

なお、経済センサスは、経済センサス - 基礎調査（以下「基礎調査」という。）と活動調査の二つから成り立っており、基礎調査は、平成 21 年に第 1 回調査を実施し、2 回目の平成 26 年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施した。

(4) 調査の期日

平成 28 年活動調査は、平成 28 年 6 月 1 日に実施した。

(5) 調査の範囲

経済センサスは、全国の日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所・企業を除く国内全ての事業所・企業について行った。
※別表（9 ページ）「日本標準産業分類の大分類体系の概要」参照

- ① 国及び地方公共団体の事業所（基礎調査においては調査対象）
- ② 大分類 A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
- ④ 大分類 N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所
- ⑤ 大分類 R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所

(6) 調査の単位

原則として、单一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。单一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、以下に掲げるものについては、特例を設けた。

① 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

② 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていらない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

③ 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

(7) 調査事項

平成28年活動調査の調査事項は、巻末（付録）のとおりである。

なお、基礎調査においては、「売上（収入）金額」、「付加価値額」を調査事項としていないが、商業統計調査と一体的に実施した平成26年基礎調査においては、「売上（収入）金額」も調査した。

(8) 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類から成る。

① 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、取集はオンライン又は調査員による回収により行った。

・総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所

② 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、取集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所（純粹持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、取集はオンライン又は郵送により行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

・総務省及び経済産業省－都道府県－市区－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数 30 人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数 30 人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

- ・総務省及び経済産業省 — 調査事業所

2 集計の概要

(1) 集計対象

この報告書は、平成 30 年 6 月 28 日に総務省及び経済産業省から公表された平成 28 年活動調査の産業横断的集計の確報結果に基づくものであり、速報結果とは異なる場合がある。

(2) 数値の定義

① 表示年次における数値の取扱いは、次表のとおりである。

表示年次	H21	H24	H26	H28
調査名	基礎調査	活動調査	基礎調査	活動調査
事業所数	H21.7.1現在	H24.2.1現在	H26.7.1現在	H28.6.1現在
従業者数				
売上(収入)金額	調査なし	H23の1年間	表章なし	H27の1年間
付加価値額			調査なし	

② 「売上(収入)金額」について、事業所単位での把握を行っていない産業は、次表のとおりである。

活動調査の対象「日本標準産業分類」		「売上(収入)金額」の事業所単位の把握	本報告書で掲載している大分類の区分
大分類	中分類		
A～B 農林漁業（個人経営を除く）		○	A～B 農林漁業（個人経営を除く）
C 鉱業、採石業、砂利採取業		○	C 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業		×	—
E 製造業		○	E 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業		×	—
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	× × ○ ○ ×	G2 情報通信業 (情報サービス業、インターネット附随サービス業) <small>※G1は「通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業」である。</small>
H 運輸業、郵便業		×	—
I 卸売業、小売業		○	I 卸売業、小売業
J 金融業、保険業		×	—
K 不動産業、物品賃貸業		○	K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業		○	L 学術研究、専門・技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業		○	M 宿泊業、飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業		○	N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業	× ○	O2 教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業） <small>※O1は「学校教育」である。</small>
P 医療、福祉		○	P 医療、福祉
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）	× ○	Q2 複合サービス事業（協同組合） <small>※Q1は「郵便局」である。</small>
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廉棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業	○ ○ ○ ○ ○ ×	R2 サービス業（他に分類されないもの） (政治・経済・文化団体、宗教を除く) <small>※R1は「政治・経済・文化団体、宗教」である。</small>

③ 事業所単位の「付加価値額」は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。

④ 「売上（収入）金額」等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。※留意事項(3)参照

⑤ 「売上（収入）金額」及び「付加価値額」については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

⑥ 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年活動調査、平成26年基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>

⑦ 本報告書で比較対象としている基礎調査の数値については、国及び地方公共団体の事業所を除いた民営事業所の数値である。

3 用語の説明

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、单一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

■ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

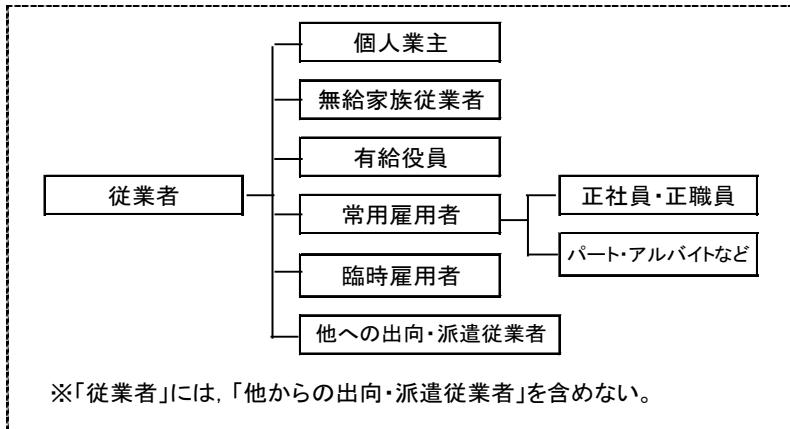
■ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

(2) 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。



※産業横断的集計である本報告書の「従業者」の範囲は、同じ平成 28 年活動調査の結果をもとに産業別集計として公表している「平成 27 年宮城県の工業（確報）」や「（平成 28 年）宮城県の商業（卸売業、小売業）」の各々とも相違しているので、留意されたい。
なお、工業統計調査においては、従業者 4 人以上の事業所を集計・公表している。

① 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。
 なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

② 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。
 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

③ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。
 重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

④ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。
 期間を定めずに雇用されている人又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

イ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

⑤ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1 か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑥ 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(3) 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者，在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(4) 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

(5) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（第13回：平成25年10月改定）に基づき分類している。

なお、平成21年基礎調査及び平成24年活動調査は、第12回（平成19年11月）改定の産業分類に基づき分類している。

(6) 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

(7) 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

$$\text{「付加価値額」} = \text{「売上高」} - \text{「費用総額」} + \text{「給与総額」} + \text{「租税公課」}$$

$$\text{「費用総額」} = \text{「売上原価」} + \text{「販売費及び一般管理費」}$$

また、事業所に関する付加価値額は、上記計算式で算出した企業等全体の付加価値額を、その企業等を構成している本所及び支所それぞれに対し、事業従事者数に応じてあん分することにより集計した。

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

(8) 経営組織

① 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

② 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

③ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものという。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

④ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

⑤ 法人でない団体

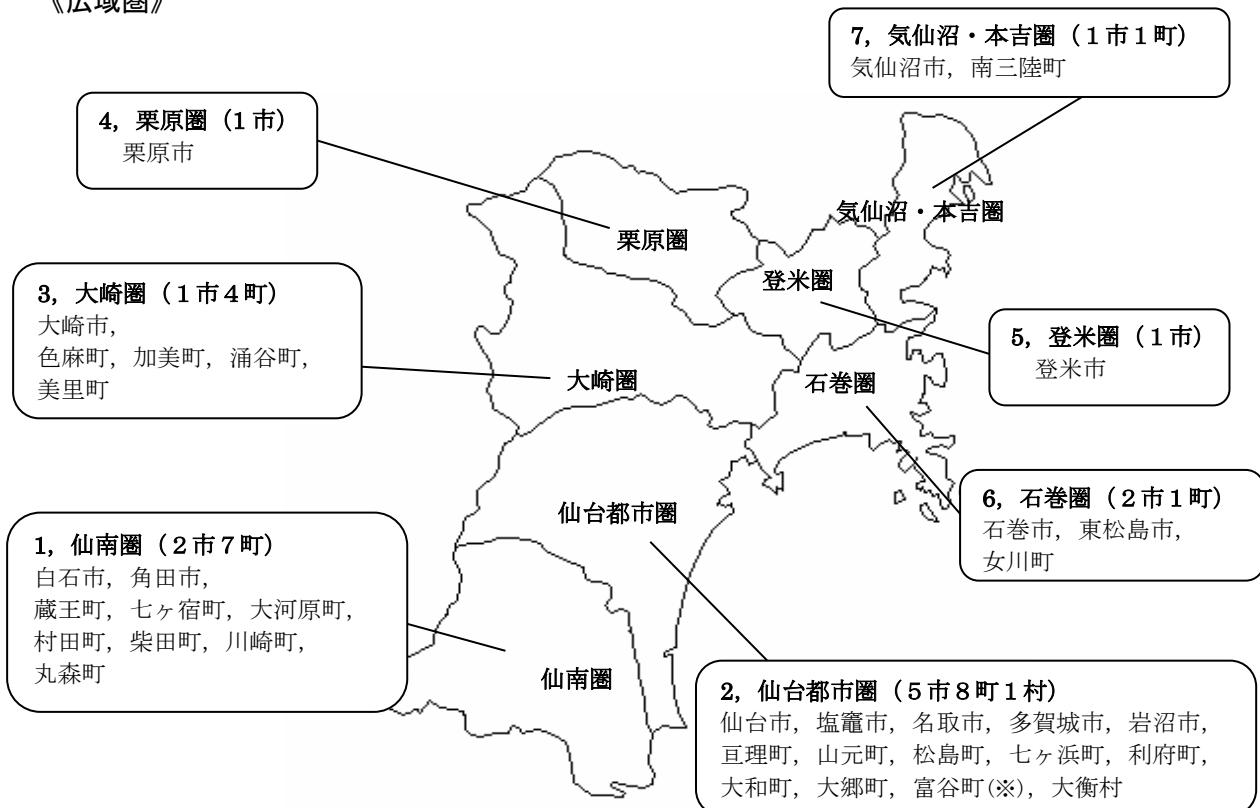
法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

4 広域圏及び沿岸部・内陸部の区分

本文、表及びグラフ中の「広域圏」及び「沿岸部・内陸部」の区分は次のとおりである。

《広域圏》



※富谷市は、調査期日（平成 28 年 6 月 1 日）

時点でとらえ富谷町としている

《沿岸部・内陸部》

区分	市区町村名
沿岸部	仙台市（宮城野区、若林区）、石巻市、 塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、 岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、 松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、 南三陸町（2区14市町）
内陸部	上記市区町以外 (3区20市町村)

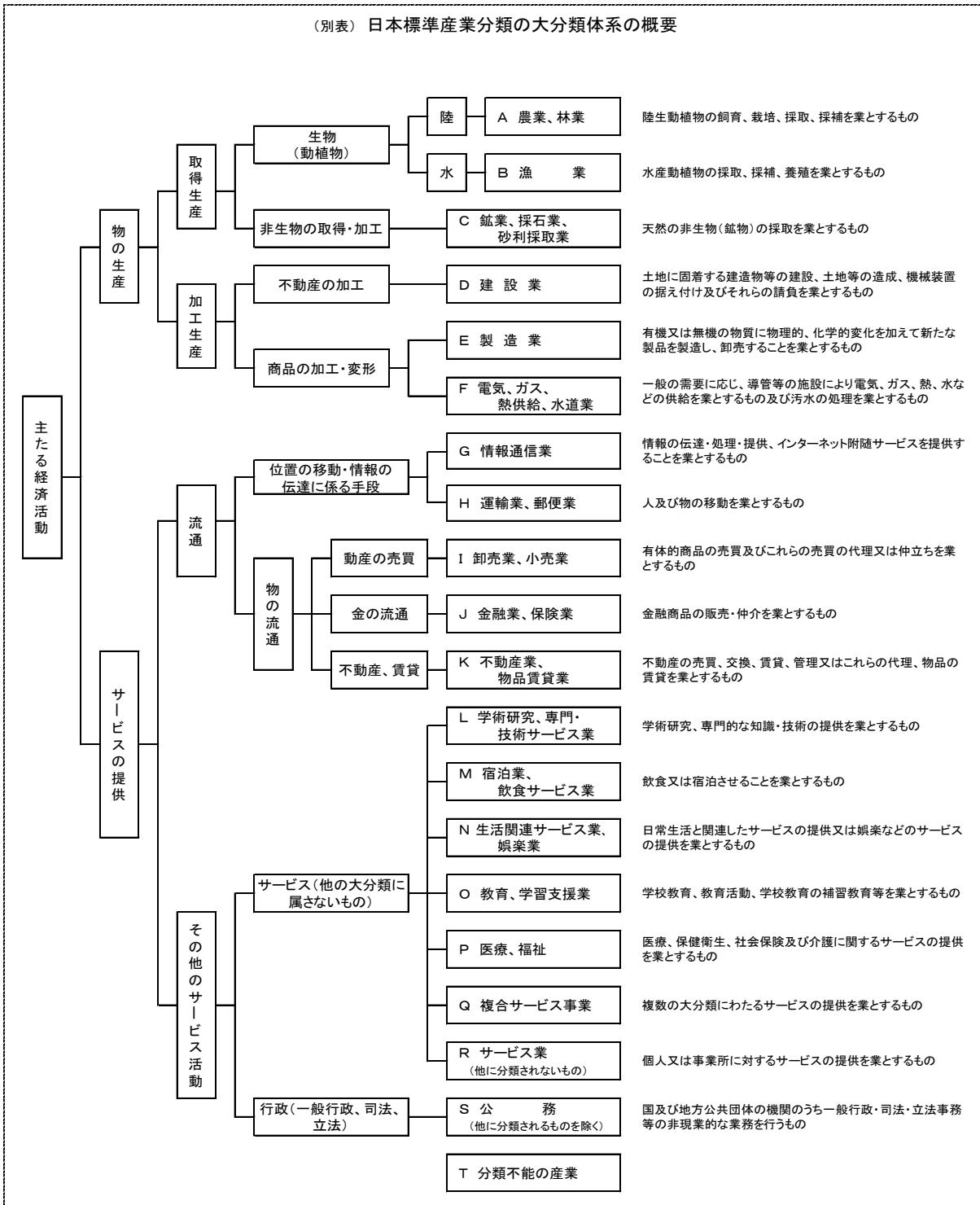
※沿岸部と内陸部は、東日本大震災前後の統計数値
を比較するため、便宜的に区分したものである。



5 留意事項

- (1) 平成 28 年活動調査では、経理事項が税抜きで回答されていた場合は税込み金額に補正した上で集計しているが、平成 24 年活動調査では、税抜きで回答されていた場合でも、そのままの金額を用いて集計している。また、当時の消費税は 5% と、現行の税率 8% とは異なることから、直接の比較ができないため、本報告書では金額における比較はしていない。
- (2) 国の産業横断的集計の公表において比較の対象は、売上高や付加価値額を調査項目としている同じ活動調査である平成 24 年調査に統一されている。本報告書においても同じ理由により、また、国との比較が容易にできるよう比較の対象は、原則として平成 24 年調査とした。
- (3) 本報告書において「事業所数（県計）」は、次の 4 種類があることに留意されたい。
102,026…事業内容等不詳の事業所を含む数であり、県計のみ表章している。
97,974…「売上（収入）金額」及び「付加価値額」以外の事項における産業別事業所数。
91,315…「売上（収入）金額」の数値が得られた事業所数。
91,038…「付加価値額」の数値が得られた事業所数。
- (4) 各表中の符号の用法は次のとおりである。
「-」は、皆無、又は該当数値がないもの。
「0」及び「0.0」は、増減なし、又は端数四捨五入による単位未満のもの。
「△」は、減少を示すもの。
「x」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所であるが、本報告書を作成するに当たっては国において秘匿処理した後の集計結果を用いているため、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、「x」としている場合がある。
- (5) 数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。

(別表) 日本標準産業分類の大分類体系の概要



《問合せ先》

宮城県 震災復興・企画部 統計課 商工経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-2457

統計課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※この報告書に記載されている内容は、宮城県のホームページにも掲載されております。

※なお、全国の集計・データについては、総務省統計局又は経済産業省のホームページをご覧ください。

(総務省統計局) <http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>

(経済産業省) <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>